

第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の6つを「自殺対策の基本方針」とします。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものです。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として引き続き推進することが重要です。これは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的少数者等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、自殺対策と地域共生社会の実現に向けた施策は、共通する部分が多くあり、地域

共生社会の実現に向けて本市の各種施策の中から、「生きる支援」に関連する事業を総動員し、総合的な対策をさらに推進していくことが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことに加え、自殺に対する誤った認識や偏見により、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動にも取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

「誰も自殺に追い込まれることのないのち支える鹿児島市」の実現に向けては、本市だけでなく、行政、関係団体、民間団体、企業、市民が一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策に関わる人は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことの認識を改めて徹底し、自殺対策に取り組むことが必要です。

2. 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題とする「重点施策」で構成されています。

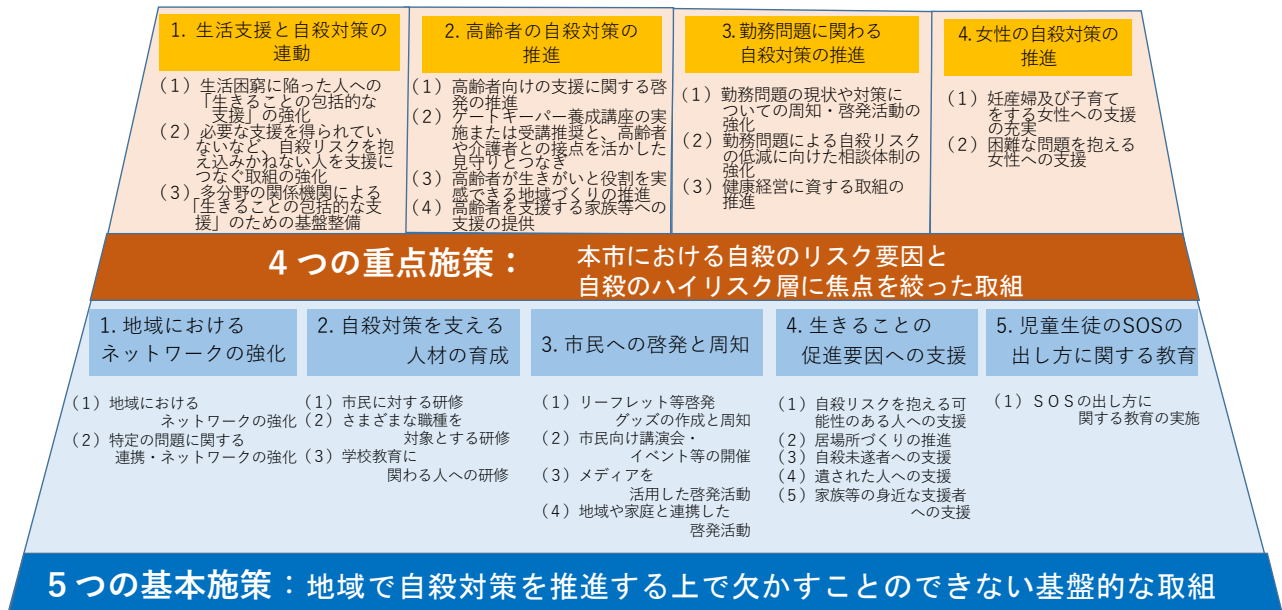
「基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「重点施策」は、本市における自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題と、自殺のハイリスク層である高齢者、女性に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、巻末資料に本市の事業や取組を、自殺総合対策大綱の重点施策に基づき分類し、「生きる支援関連施策」として掲載しています。

図15：本市における自殺対策施策の体系



3. 5つの基本施策

- ：すでに取り組んでいること ■：今後の検討事項
 SC：セーフコミュニティにおける取組
 ☆：今回の計画から新たに盛り込まれた取組

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化



本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携に取り組めます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

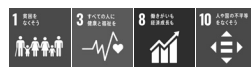
(1) 地域におけるネットワークの強化



- **自殺対策推進本部会議**：本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進します。（保健支援課）
- **自殺予防対策委員会**：保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、行政機関から構成され、この会議をもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。なお、安心安全なまちづくりを推進するセーフコミュニティにおける「自殺予防分野」の委員会としても位置付けています。（保健支援課・SC）
- **自殺対策庁内連絡会議（セーフコミュニティ作業部会）**：庁内関係部署で組織し、緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。（保健支援課・SC）
- **自殺予防対策委員会連携相談会**：9月の自殺予防週間に合わせ、自殺予防対策委員会の各委員と連携し、ミニレクチャー及び法律や薬、思春期やこころの専門相談が受けられる相談会を開催します。（保健支援課・SC）

- 庁内関係部署が連携を円滑に行うために、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業や会議、研修会等を通じて展開されているネットワーク等と自殺対策のとの連携の強化に引き続き取り組みます。（☆全庁）

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化



- 自殺対策と生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行います。（保護第一課）
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに、関係機関や地域が連携して対応する重層的支援体制を整備し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に一体的に取り組めます。（☆地域福祉課）

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成



自殺対策を支える人材の育成は、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。

市民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 市民に対する研修



- ゲートキーパー（※）養成講座を市民向けに実施し、さらにスキルアップ講座で学びを深め、見守りを強化します。また、希望する市民団体等に対し、市政出前トーク等の機会を活用し、ゲートキーパーのすそ野を広げることに努めます。（保健支援課・[SC]）
- 精神保健福祉ボランティア養成講座における、正しい知識と情報の普及により、生きるための包括的な支援を行う人材を育成します。（保健支援課）

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなげ、見守る人のことです。

(2) さまざまな職種を対象とする研修



- 保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における職能団体向けゲートキーパー養成講座を実施します。（保健支援課・[SC]）
- 庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、管理職を含め、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。（保健支援課・[SC]）
- 保健師の新任研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（保健政策課、保健支援課）
- 新任ケースワーカーの研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（保護第一課、保健支援課）
- 徴収を担当する職員に対してゲートキーパー養成講座を行い、支援へのつながりを強化していきます。（☆納税課、保健支援課）

- ☐ 職員研修の一科目としてゲートキーパーの内容を盛り込みます。（☆人事課・保健支援課）
- 様々な分野において相談・支援等を行う職員等に対し、専門性を高めることのできるゲートキーパー養成講座を企画、実施します。（☆保健支援課、相談業務のある担当課との連携）
- ☐ ゲートキーパー養成講座受講者に対し、自殺対策に関する情報を収集し、日々の業務や生活の中で自殺対策の視点を持ち、リスクを抱えた人を見つけた時には、ゲートキーパーの役割を発揮できるようスキルアップ研修を行います。（☆保健支援課）

(3) 学校教育に関わる人への研修

- ☐ 生徒指導関連の研修において自殺予防に関する内容を盛り込みます。（青少年課）

【目標値】

項目	数値	考え方
ゲートキーパー養成講座開催回数	年6回	市民・職員・専門職向け・地域からの依頼に対し実施
スキルアップ研修会開催回数	年2回	ゲートキーパー養成講座受講者に対し、年1回開催
自殺関連の研修会や講演会における理解度	90%	アンケートに「理解できた」「よかった」と回答した割合

【基本施策3】市民への啓発と周知



行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知



- ☐ こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みの相談先をまとめた無料相談窓口を掲載したカードやポスターの作成と配布を行い、相談窓口の周知を図ります。（保健支援課・SC）
- ☐ 自殺予防週間の周知のため、市役所や支所、保健センター等の庁舎へ懸垂幕・のぼり旗等を掲示します。（保健支援課・SC）
- ☐ 自殺対策強化月間における相談窓口の周知のため、電車・フェリー・各機関等において相談窓口ポスターを掲示します。（保健支援課・SC）
- ☐ 子育て支援施設、生涯学習プラザ・男女共同参画センター、市立図書館等の公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレット・カード等の設置を行います。（保健支援課・SC）
- ☐ 「子育てガイド」に臨床心理士等による相談窓口を掲載します。（こども政策課）
- ☐ 救急出場時、必要に応じて「生きる支援」に関する相談先情報が掲載された「無料相談窓口カード」を配布します。（消防局救急課）

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催



- ☐ 各保健センター、保健福祉課において、自殺予防週間に合わせ、自殺に対する正しい知識の普及啓発を行います。(保健支援課・[SC])
- ☐ 市民向けの講演会やイベント等を活用し、自殺の現状や課題、自殺対策の取組などを盛り込んだ健康教育を行い、普及啓発を行います。(保健支援課)
- ☐ 大学の学園祭などの行事の際、エイズキャンペーン、子宮がん検診の啓発とともに、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。(保健支援課)
- ☐ 自殺対策強化月間(3月)に合わせて、こころのセルフケアを中心とした自殺対策に関する本等を紹介します。(☆市立図書館)

(3) メディアを活用した啓発活動



- ☐ 市の広報紙「かごしま市民のひろば」に、自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。(広報課、保健支援課・[SC])
- ☐ 健康づくり推進市民会議だより「健康ニュース」に自殺対策関連の情報を掲載し、市民への周知と啓発を図ります。(保健政策課、保健支援課・[SC])
- ☐ 公共掲示板、テレビ、ラジオを活用して啓発を行います。(広報課、保健支援課・[SC])
- ☐ 市民便利帳による市役所の各種相談窓口の情報提供を行います。(☆広報課)
- ☐ ホームページ、SNS(Facebook、X(旧ツイッター)、LINE)等を活用し、自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、啓発と情報発信に努めます。(☆広報課、保健支援課・[SC])

(4) 地域や家庭と連携した啓発活動



- ☐ 社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止めるための学習機会の提供に努めます。(生涯学習課)
- ☐ 地域の様々な団体の会議や研修会、地域からの要望に対し、自殺予防に向けた情報提供と普及啓発を行うことで、地域住民の自殺対策への理解の促進を図ります。(☆保健支援課)

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援



- ☐ 地域福祉支援員や地域福祉館職員、民生委員・児童委員等による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。（地域福祉課）
- ☐ 悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行います。（青少年課）
- ☐ さまざまな課題のある児童生徒に対し、市スクールカウンセラーを派遣し、相談活動を実施したり、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。（青少年課）
- ☐ 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。（こども家庭支援センター）
- ☐ DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。（男女共同参画推進課）
- ☐ 障害者の相談は障害者基幹相談支援センターでワンストップで受け、緊急時は、「障害者地域生活支援拠点」において、24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行います。（障害福祉課）
- ☐ 被虐待高齢者等を一時的に養護老人ホーム等へ入所させて保護するなどの支援を実施します。（認知症支援室）
- ☐ ヤングケアラー(本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども)に対する支援体制の充実を図るため、相談支援を行うとともに、周知広報に努めます。（☆こども家庭支援センター）
- ☐ 認知症の人や介護している家族等に対しての相談機会の提供として「認知症介護の電話相談」を設置し、相談に対応し、認知症に関する情報提供を行います。（☆認知症支援室）
- ☐ すこやか子育て交流館や親子つどいの広場等での子育て中の不安や悩みへの相談対応において、適切な支援機関へつなぐ等の対応を行います。（☆こども政策課）
- ☐ うつ病などの精神的な病気・ひきこもり・アルコールやギャンブルなどの依存症等による心の健康に関する相談に対し、医師や精神保健福祉相談員による支援を行います。（☆保健支援課）
- ☐ インターネットによる人権侵害や性的少数者などの人権問題に関する啓発活動を実施するほか、相談窓口の周知を図ります。（☆人権推進課）

(2) 居場所づくりの推進



- ☐ 精神保健福祉交流センター「はーと・ぱーく」や精神保健福祉ボランティアサークル「ゆめの実」が運営している「いこいの部屋『あらた』」、地域活動支援センターⅠ型などの情報提供を行います。（保健支援課）
- ☐ 認知症の人やその家族、認知症サポーター等が一体となって地域における交流や見守り支援等を行う「チームオレンジ」の運営を支援します。（☆認知症支援室）
- ☐ 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場として、すこやか子

育て交流館、親子つどいの広場を運営します。（☆こども政策課）

(3) 自殺未遂者への支援



- ☐ 警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者に支援を行います。（保健支援課）

(4) 遺された人への支援



- ☐ 必要に応じて、自死遺族の分かち合いの会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。（保健支援課）
- ☐ 死亡届時に配布する「おくやみハンドブック」にこころの相談窓口情報を追加掲載します。（市民課）

(5) 家族等の身近な支援者への支援



- ☐ 介護者や家族等支援者への相談機会の提供として、「認知症介護の電話相談」を設置し支援します。（☆認知症支援室）
- ☐ 保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。（こども政策課）
- ☐ 市職員を対象としたメンタルヘルスへの取組と、リスクの高い職員や職場への支援を行います。（☆人事課）
- ☐ 家族や知人、支援者に対し、相談できる場の周知と相談を行い相談体制を充実します。（☆保健支援課）

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育



児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施します。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施



- ☐ 児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、市立小中学校において授業・講演を実施します。（青少年課）

4. 4つの重点施策

本市における自殺の現状に関する分析と、「鹿児島市 自殺実態プロフィール2022（自殺総合対策推進センター作成）」を受けて、これまでの「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に「女性」を加え、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的に対策を推進していきます。

【重点施策1】生活支援と自殺対策の連動



生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかね

ません。

本市では、福祉事務所と保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化とそのための人材育成、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取組めます。

(1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化



生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「生きることの包括的な支援」を充実させます。

① 生活困窮に陥った人への包括的な支援を強化します。

- ☐ ア．生活困窮者自立支援相談窓口において、生活に困っている相談者に対して、その人の状況をよく聴取したうえで相談者に寄り添いながら、就労支援や学習支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、保健所などとの庁内連携や関係機関との連携も行います。（保護第一課）
- ☐ イ．生活保護制度による支援とともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて保健所等の関係機関と連携しながら「包括的な支援」を行います。（保護第一課）
- ☐ ウ．生活・就労支援センターかごしま内に設置した生活自立支援センター窓口、ハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通じて、就職を希望する生活困窮者等に対してワンストップでの支援を行います。（保護第一課）
- ☐ エ．ホームレスの人に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行います。（地域福祉課）

(2) 必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化



生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。それを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチ(積極的に出向いて働きかけること)を強化します。あわせて、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組の推進と人材育成を行います。

① 税金・保険料等の未納・滞納者に対する支援へのつなぎを強化します。

- ☐ ア．税金・保険料等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収やそれに向けた相談の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する研修を行います。（納税課・保健支援課ほか）

② 複数の問題を抱える人へのつなぎの強化をします。

- ア. 心身の健康や仕事、法律などの様々な問題に関する相談に1か所で応じる総合相談会を開催することで自殺のリスクを抱える人を、包括的な支援へとつなげます。(☆保健支援課・SC)

③ リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みを作ります。

- ア. 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知や受付等の機会をとらえ、相談機関とつながる機会の確保や相談支援を行います。(こども福祉課・谷山子育て支援課)
- イ. 地域の関係団体の連携により、悩みや不安を抱えている地域住民を把握し、相談支援機関へつなぐなど、地域福祉ネットワーク(*)による相談支援体制の充実に努めます。(☆地域福祉課)
- ウ. ひとり親家庭等のリスクを抱えた家庭が、各家庭の抱える課題の整理を通して早めに相談につながるよう、総合相談会を行います。(☆こども福祉課)

※地域福祉ネットワークとは、地域福祉館等や地域福祉支援員が、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図るため、福祉活動に対する助言や情報提供、地域の団体の連携促進や交流の場の提供、福祉に関する相談への対応などの支援を行う仕組み。

(3) 多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備



多分野の関係機関の連携による「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整えます。

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに、関係機関や地域が連携して対応する重層的支援体制を整備し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に一体的に取り組みます。(☆地域福祉課)

【重点施策2】高齢者の自殺対策の推進



高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込む可能性があります。また、地域とのつながりが希薄だと問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れもあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が重要です。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」も引き続いており高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

これらのことから、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等に対する支援も含めて、自殺対策(生きることの包括的な支援)の啓発と実践を強化していく必要があります。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

(1) 高齢者向けの支援に関する啓発の推進



高齢者や支援者に対して、高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

① 高齢者向けの相談情報が掲載された啓発リーフレット等を配布し、相談先の周知を図ります。

- ☐ ア. 高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや、介護予防に資する基本的な知識などをわかりやすく掲載した冊子「輝きライフ」に、生きる支援に関する相談窓口の情報等を掲載することで、高齢者に対し相談先の情報の周知を図ります。（長寿支援課）
- ☐ イ. 認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」や、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う「認知症等見守りメイト」の養成講座において、研修配布資料に、自殺対策に関連した相談先の情報も加えます。（認知症支援室）
- ☐ ウ. 民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、各家庭に対して生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を必要に応じて配布することにより、相談先の情報の周知を図ります。（地域福祉課、保健支援課）

(2) ゲートキーパー養成講座の実施または受講推奨と、高齢者や介護者との接点を活かした見守りとなぎ



高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

① 高齢者が抱え込みがちな問題や自殺のリスクを知るとともに、問題を抱えた高齢者がいた場合には他機関へつなぐ等の対応方法を理解・実践してもらえるようゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

- ☐ ア. 一人暮らし高齢者等に配食サービスを提供する職員及びボランティアに対してゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）
- ☐ イ. 高齢者からの相談等に応じる高齢者福祉相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）
- ☐ ウ. 一人暮らしの高齢者等への声かけや見守り活動を行う「ともしびグループ」の登録ボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿支援課）
- ☐ エ. 高齢者の生活支援を行う職員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（長寿あんしん課）

- ☐ オ．認知症の人やその家族と接する支援者に対して、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺対策の意識づけや理解の促進を図ります。（認知症支援室）

② ①で研修を受講した人が、高齢者やその介護者との様々な接点を活かして、自殺リスクの早期発見・早期支援を推進します。

- ☐ ア．一人暮らしの高齢者等に対し配食サービスを提供する機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）
- ☐ イ．安心通報システムや福祉電話等を利用している一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。（長寿支援課）
- ☐ ウ．訪問給食や安心通報システムなどの在宅支援サービスを利用している高齢者等の情報を、市から民生委員に提供し、情報を共有することにより見守り活動の充実を図ります。（長寿支援課）
- ☐ エ．支援の必要な在宅高齢者に対する、訪問での個別支援の提供機会を活かし、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応に努めます。（長寿あんしん課）
- ☐ オ．協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域に居住する高齢者や障害者等の情報を共有することにより、要支援者に対する見守り活動の充実を図ります。（地域福祉課）
- ☐ カ．地域包括支援センターで保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。（長寿あんしん課）

(3) **高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進**



地域における交流会や講座等を通じて、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

① 地域コミュニティにおける高齢者向けの「居場所」づくりを推進します。

- ☐ ア．住民主体の集いの場への支援や交流会の開催等を通じて、高齢者に対し、他者との交流の機会や日中の居場所となる場を提供します。（保健予防課、☆認知症支援室）
- ☐ イ．小中学生等が地域の高齢社会への理解を深めるとともに、様々な交流を通じた高齢者の生きがいづくりを目指して、地域における世代間のふれあい交流の促進を図ります。（長寿支援課）

② 高齢者向け各種講座や教室等の開催を通じて、高齢者の社会参加を促進します。

- ☐ ア．地域公民館・生涯学習プラザにおいて高齢者向け講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な学習が続けられるよう支援体制を整備することにより、高齢者の生涯学習の推進に加えて社会参加を促進します。（生涯学習課）
- ☐ イ．高齢者が家族や地域とのつながりを実感できる、スポーツや文化のイベントを企画・開催することで、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進します。（長寿支援課）

(4) 高齢者を支援する家族等への支援の提供



家族の介護疲れを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援、すなわち「支援者への支援」も推進します。

① 認知症の人とその支援者への支援を強化します。

- ☐ ア．認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。（認知症支援室）
- ☐ イ．認知症の人や介護をしている家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者の精神的負担を軽減します。（認知症支援室）
- ☐ ウ．認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、介護をしている家族等の不安や負担を軽減するために参加者同士の交流などを行う「認知症介護教室」を実施します。介護教室を通じて、介護者同士の交流を促進し、介護に関する情報を提供することで、介護者の燃え尽きやうつ等の予防等を図ります。（認知症支援室）
- ☐ エ．認知症等見守りメイト（ボランティア）が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行います。（認知症支援室）
- ☐ オ．「長寿あんしん相談センター」に配置された専門の多職種スタッフや認知症地域支援推進員が、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスと連携して、認知症の人やその家族への支援を行います。（認知症支援室）
- ☐ カ．認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことが出来るように、認知症の人やその家族、認知症サポーター等が一体となって地域における交流や見守り支援等を行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援します。（☆認知症支援室）

【重点施策3】勤務問題に関わる自殺対策の推進



令和4年度に実施した「鹿児島市勤労者労働基本調査・勤労者等意識調査」において、「働き方改革に取り組んでいない」と回答した企業が3.5%に対し、就労者側は18.3%と企業側を上回っています。しかし、平成30年度調査と比較し、時間外労働10時間未満の割合が5.7ポイント増加、有給休暇取得率50%以上の割合も9ポイント増加し、働き方改革も進みつつある状況がうかがえます。

有職者の自殺の背景は必ずしも勤務問題だけとは言えません。しかし、配置転換や過労、職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務等が発生し、最終的に自殺リスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺に至る過程においては、勤務問題が少なからず影響を及ぼしている可能性もあります。

令和4年10月に閣議決定された新しい国の自殺総合対策大綱では、勤務問題による自殺対策の

推進が「当面の重点施策」として引き続き掲載されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は国をあげての重要課題となっています。このことから、本市でも、勤務問題の現状やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての周知・啓発活動を強化すると同時に、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

(1) 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化



市内企業の中で、職場環境の改善やメンタルヘルス対策等に力を入れている企業がまだ決して多くない実情を踏まえ、鹿児島労働局とも連携を図りながら、市内企業に対し、勤務問題の現状やストレスチェックなどメンタルヘルス対策の推進やハラスメント防止対策等について啓発します。

① 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動を強化します。

- ☐ ア. 中小零細企業の労働者の健康管理を推進するため、健康づくりパートナー登録事業所向けのメルマガ配信や「かごしま健康サポートブック」等で検診受診勧奨など、周知広報を行います。（保健政策課）
- ☐ イ. 労政広報紙「中小企業のひろば」、市の広報紙「かごしま市民のひろば」、テレビ・ラジオなどの媒体を活用し、市や関係機関の取組について周知を行います。（雇用推進課、広報課）
- ☐ ウ. 働く人へ「健康」に関する情報を提供する「かごしま健康サポートブック」において、各種情報（自殺対策事業の広報、相談機関情報）を掲載します。（保健政策課）

(2) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化



勤務問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取組として、労働者や経営者を対象とした相談支援を充実させます。

① 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化します。

- ☐ ア. 働きざかりの世代を対象とした自殺対策に資する「専門家との連携相談会」を開催します。（保健支援課、SC）
- ☐ イ. 就労や雇用に関するトラブル等に関して、解決などに向けた助言や専門的な相談等を行う「生活・就労支援センターかごしま」での相談対応を行います。（保護第一課）
- ☐ ウ. 労働問題に関する相談窓口も掲載しているカード、ポスター、ホームページなどで、情報提供を行います。（☆保健支援課）
- ☐ エ. 過重労働防止、離職者等への相談窓口の周知を行います。（☆雇用推進課）

(3) 健康経営（※）に資する取組の推進



「健康経営」の推進とワーク・ライフ・バランスの推進、産業医・産業保健機能の強化等を連動させることで、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクが生まれないような環

境を整えていきます。

① 健康経営に資する取組を推進します。

- ☐ ア. 従業員や家族の健康づくりに取り組む事業所を「鹿児島市健康づくりパートナー」として登録し、働く世代の健康づくりを推進します。（保健政策課）
- ☐ イ. 勤労者のための余暇活用施設（勤労者交流センター、勤労青少年ホーム、勤労女性センター）を活用した、勤労者の余暇活動の充実と交流による健康づくりを推進します。（☆雇用推進課、☆青少年課、☆生涯学習課）
- ☐ ウ. 市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりについてのアドバイスなどを行います。（雇用推進課）
- ☐ エ. 仕事と生活の調和に向けて、子育て、介護、社会参画等に柔軟に対応できる社会構築に向けた啓発を実施することにより、ジェンダーバイアス(※)の解消とワーク・ライフ・バランスを推進します。
 - ☐ a 情報誌や講演などを通して職場や家庭での男女共同参画の意識啓発を図るとともに、柔軟に働ける職場環境づくりと女性の能力開発やキャリアアップを支援するためのセミナー等を開催します。（☆男女共同参画推進課）
 - ☐ b 仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進同盟(※)への参加企業増等を図ります。（☆こども政策課）

※**健康経営**とは、社員の健康づくりを経営課題として捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法

※**ジェンダーバイアス**とは、社会的・文化的に形成された性別等に対する固定的な思い込みや偏見、差別のこと

※**イクボス推進同盟**とは、仕事と生活を両立しやすい環境の整備に率先して取り組む企業等で、鹿児島市で平成29年11月8日に設立されたもの

【重点施策4】女性の自殺対策の推進



新たな自殺総合対策大綱では、「女性の自殺対策を更に推進する」という重点施策が追加されました。

本市では、年での増減はありますが、女性の自殺者数、自殺死亡率ともに横ばいの傾向です。しかしながら、コロナ禍における生活様式の変化に伴う家庭内の問題や、不安定な雇用による課題、集う場所の喪失など様々な自殺リスクを高める可能性があり、女性支援が必要と考えます。そのため、今後の女性の自殺の動向も注視しながら、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえた自殺対策を推し進めていく必要があります。

※女性の自殺対策として施策をあげていますが、必ずしも女性だけを対象とした事業ではありません。

(1) 妊産婦および子育てをする女性への支援の充実



- ☐ 新生児・妊産婦訪問時や産婦健康診査時にエジンバラ産後うつ病質問票（英国で開発された産後うつ病のスクリーニング票）により、産婦のこころの健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、適切な支援につなぎます。また、産後2か月頃の親子相談時に小児科等医療機関にて母親の心の状態や育児状況を把握し、必要に応じた支援につなぎます。（☆母子保健課）

(2) 困難な問題を抱える女性への支援



- ☐ 様々な困難や不安を抱える女性を対象とした「女性のつながりサポート事業」の一環として、女性専用相談窓口を開設し、来所や電話での相談、訪問等の支援を行います。また、DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。（☆男女共同参画推進課）
- ☐ 様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復出来るよう、居場所の提供を行います。（☆男女共同参画推進課）
- ☐ 配偶者からの暴力、家庭内のもめごとや離婚などに対する相談窓口で、相談支援を行います。（☆こども福祉課）
- ☐ 働く意欲のある女性の再就職等の促進を図るため、鹿児島労働局と連携し、ツアー型職場見学会や市の子育て支援施設で実施する講座を通じて、離職期間があることに伴う不安等の解消を図りながら、就職活動をサポートします。（☆雇用推進課）
- ☐ 勤労女性センターにおいて、資格取得に役立つ各種講座やキャリアカウンセリングを行います。（☆生涯学習課）
- ☐ 市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりについてのアドバイスなどを行います。（再掲：雇用推進課）
- ☐ 情報誌や講演などを通して職場や家庭での男女共同参画の意識啓発を図るとともに、柔軟に働ける職場環境づくりと女性の能力開発やキャリアアップを支援するためのセミナー等を開催します。（再掲：☆男女共同参画推進課）